

第28期東京都青少年問題協議会

第5回専門部会

平成21年4月24日(金)

都庁第一本庁舎33階 特別会議室S6

午後 2 時00分開会

青山青少年課長 お待たせいたしました。本日は、大変ご多忙の中、青少年問題協議会第 5 回専門部会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、まだお見えでない委員の方もいらっしゃると思いますが、ただいまから第 5 回専門部会を開催させていただきます。

本日は、意見聴取、質疑対応ということで、株式会社 N T T ドコモの山本様、K D D I 株式会社の蒔田様、ソフトバンクモバイル株式会社の福井様、株式会社ウィルコム of 細野様、イーモバイル株式会社の大山様、社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構の岸原様、社団法人電気通信事業者協会の荒木様におかれましては、大変お忙しい中、当部会にご出席をいただいております。まことにありがとうございます。

お手元に本日の資料をお配りしてございますので、ご確認をお願いいたします。

資料 1 ですが、「青少年問題協議会第 5 回専門部会（ 4 / 24 ）質問事項」でございます。この資料につきましては事前にもご送付させていただいております。

また、参考資料といたしまして、各社様よりご提供いただきました資料をお配りしてございます。

そろっておりますでしょうか。

なお、本日は、前田部会長が公務のためご欠席されておりますので、青少年問題協議会副会長の加藤副会長に議事進行をお願いしております。

それでは、加藤副会長、議事の進行をよろしくお願い申し上げます。

加藤副会長 ただいま紹介いただきました副会長の加藤でございます。第 4 回目は欠席いたしまして大変申し訳ございませんでした。

本日は前田部会長がご欠席ということで、前田部会長の代わりを務めさせていただいて、私が司会進行をいたします。

それでは、早速、質疑応答に入らせていただきますけれども、質問事項が大変多くありまして、これは大変喜ばしいことですが、最後の 11 まで終わらせたいと思っております。大変ご無理をお願いしてご出席いただいておりますながら、なおかつ説明の仕方に注文をつけるというのは社会常識上いかなものかと思っておりますが、1 時間 30 分ほど取らせていただいておりますけれども、11 の最後まで行くとなりますと、時間の都合上、質問事項に対するご説明を簡潔にさせていただいて、11 の最後まで進めたいと思っております。

それでは、資料 1 に基づきまして、質問事項の 1 から始めさせていただきたいと思いま

す。

1の「アクセス履歴検索・管理について」、
をあわせて携帯電話各社様にご回答
をお願いしたいと思います。

それでは、NTTドコモ様よりお願いします。

NTTドコモ(山本) NTTドコモの山本と申します。この度はこういう機会にお招
きいただきましてありがとうございます。

第1問目の質問に答えさせていただきます。弊社は、「iモードアクセス履歴検索サー
ビス」を既に提供させていただいており、
の質問に関しましても、当該サービスをご利
用いただくことで保護者の方々がお子様の履歴を管理する形をとれると思っておりますの
で、よろしく願いいたします。

KDDI(蒔田) KDDIの蒔田でございます。きょうはどうもありがとうございます。
す。

質問、
ですが、弊社auでは、今のところ、アクセス履歴検索サービスを提供する
予定はありません。

簡単ですが、以上です。

ソフトバンクモバイル(福井) ソフトバンクモバイルの福井でございます。

ご質問の
と
に
関
し
ま
し
て、
弊
社
で
は、
2009年3月16日からアクセス履歴閲覧機能を
提供しております。

ウィルコム(細野) ウィルコムの細野と申します。よろしく願いいたします。座っ
て説明させていただきます。

のアクセス履歴検索管理の関係については、弊社はサービスを提供していませんで、
今後どうするかについては未定になります。

以上です。

イーモバイル(大山) イーモバイルの大山と申します。本日はよろしく願いいたし
ます。

1番ですが、弊社も履歴検索サービスについては現状は提供していませんで、今のとこ
ろは未定で、提供予定の時期も未定となっております。

以上でございます。

加藤副会長 ありがとうございます。

それでは、2～6まではすべての携帯電話各社様へのご質問ですので、そのようにお願

いたします。

事項2の「機能限定携帯について」、同じようにドコモ様よりお願いいたします。

N T Tドコモ 機能限定携帯につきましては、お客様の要望を十分考慮させていただいて、今後も引き続き提供していきたいと考えております。お配りした資料の8ページにも載せてありますが、通話限定という形でハード的に限定してしまいますと、「ウェブを見たいという年齢になったときにまた端末を買い換えなければいけない」という親御さんの声も多くございますので、親御さんがパスワードで機能を限定するという端末をキッズケータイという形で提供させていただいております。

以上が機能限定携帯についてのご説明でございます。

K D D I K D D Iでございます。弊社では機能限定携帯を現在1機種販売しております。一つは、昨年10月に販売を開始しました小中学生向け「フルチェンケータイ r e」というもので、「フルチェン」というのは、一般の携帯電話の中身のソフトウェアを取り替えるナカチェンという機能を使って機能を限定しているものです。もう1機種は「安心ジュニアケータイ K 001」というものですが、こちらは今年1月から販売している子ども向けの携帯電話です。

以上です。

後藤委員 機能の限定というのは、子どもが使えないようにという趣旨ですか。

K D D I 通話とGPSのみに機能を限定した携帯電話です。

後藤委員 要するに、メールとか

加藤副会長 すみません、後藤委員、最後にまとめて委員の方からご質問を受けますので。

後藤委員 わかりました。多分、みんなが知りたいのは、子どもが使えないようにしているかどうかだと思いますが、そういうご趣旨でいいわけですか。

K D D I はい、そうです。メールも使えません。

加藤副会長 最初に私が説明するべきでした。申し訳ございません。ご説明を一括して最後までいただいて、その後で委員の方のご質問を受けたいと思っております。恐らく、個々に質問を受けていますと11番まで進まない可能性もありますので、ご説明を最後までしていただきたいと思っております。

次に、ソフトバンクモバイル様、お願いします。

ソフトバンクモバイル 私どももお客様のニーズに対する選択肢の一つとしてというこ

とで機能を限定した端末を提供しております。具体的には、「コドモバイル fanfun.pet it」というものですが、このあたりについては、4月18日から、お渡しする前にショップにおいて機能を限定した形でお渡ししております。

ウィルコム 弊社の資料を見ていただければと思いますが、1ページ目、2ページ目にそこら辺の説明が書いてあります。弊社としても既に機能限定の端末を出してありまして、お子さま向けの「キッズケータイpapipo!」、これについては、ここに書いてある「安心モード」あるいはコンテンツについてもお子さま向けのコンテンツという限定をかけております。詳しい内容は2ページ目になります。

そのほかにも音声利用端末という形で、インターネットに接続できない端末等についても弊社は出しております。また、通話先の限定サービスとして「安心だフォン」等という形で、お客様のニーズに合わせて機能限定の端末を出しているということが弊社の趣旨になります。

以上です。

イーモバイル 機能限定携帯ですが、私どもは、お客様ニーズに対する選択肢の一つとして機能を限定した端末の提供が必要だと考えてありまして、今、機能制限が可能な端末を1機種用意しております。

以上でございます。

加藤副会長 ありがとうございます。

では、3番の「料金設定について」をお願いします。

NTTドコモ 「子ども割」のようなものを設定できないかということですが、結論から申しまして、今のところ、そのようなことは検討しておりません。というのも、安心・安全に料金をお伝えいただくということで、リミット機能や、事前登録した一定額に到達した場合に、メールにより、「その料金になりました」とお伝えする「一定額到達通知サービス」が既にございます。また、パケットで申しますと、定額制のサービスを店頭なりで積極的に訴求しておりますので、それをご利用いただきたいと考えております。なお、パケットにつきましては、定額制には入っておらず、これ程高額になるとは想定していなかったというお申し出に関しましては、初回に限ってですが、当初の説明が不十分であったのだろうということで、定額に入ったものと見なして、遡及して計算し直した上で、料金を請求させていただくという運用を現在させていただいております。

以上でございます。

KDDI 弊社では、2003年11月にパケット通信料金の定額制を導入しまして、まずは定額料金をお客様が契約をされるときにお使いいただくようにお勧めしております。そのほか、ドコモさんからもお話がありましたが、弊社でも「料金安心サービス」という名前のリミットサービスがありまして、料金が一定額に到達した場合、自動的にメールでお客様にご案内を差し上げたり、あるいは、一定額に到達したとたんにその月の利用はストップするという機能を用意しております。

以上です。

ソフトバンクモバイル 私どももパケット料金の定額サービスというものがありまして、お子さまがご利用される場合には、店頭においても加入の推奨を行っております。また、ある一定のところに来たらメールで通知するといったサービスも実施しております。

ウィルコム 資料の4ページをご覧くださいますと、弊社の場合、「新ウィルコム定額プラン」ということで、音声について2,900円で、070で始まる電話番号へかけ放題というサービス、あるいは「新つなぎ放題」ということでパケットの定額という形で、使いすぎを防止するようなプランもございます。

また、6ページ目をご覧くださいますと、定額のコースに入らなくて使いすぎたという場合についても、弊社の場合、パケット安心サービスということで、どんなに使っても、パケットの通信料と基本料金をあわせて21,000円以上は取らないというサービスも行ってあります。

また、音声の通信については、セーフティプランということで、使用額が1万円、2万円、3万円と、ある一定の金額を決めていただいて、それ以上使った場合は止まるようなものもあります。そのほか、他社さんで行っているような料金の定額経過通知サービスについても行ってあります。

以上です。

イーモバイル 弊社の場合は、ほぼ原則として、パケット料金は定額サービスでございます。

音声は、今のところは網内定額ということで、そういうサービスの提供をしております。以上でございます。

加藤副会長 ありがとうございました。

続きまして、4のフィルタリングに関する質問ですが、 から 、 まであるものを一つ一つご説明いただくと時間がかかるとお思いますので、 から 、 までまとめてご回答

をお願いします。

NTTドコモ 4の は、不要との申し出があった場合を除外して、100%の青少年の利用者にフィルタリングが可能かということに関しましては、法施行に伴いまして、18歳未満の利用者の方に原則フィルタリングという形で提供させていただいておりますので問題はないと考えておりますが、このご質問の趣旨が、親御さんが契約者で、利用されているのは子どもさんであるケースを、きちんと確認できているかということだとすれば、資料の6ページにも書いておりますが、新規の受付のときに18歳未満の利用の有無を必ず確認するようにしておりますが、そうはいつでも、お客様からの申告に基づきますので、必ず100%かということ、そこは少し言い切れないところがあるかと考えております。

の、フィルタリングを利用しない旨の申し出があった場合の理由ですが、受付のときにフィルタリングの説明をきちんとさせていただいておりますので、インターネットの危険性等々をご理解いただいた上で、子どもを信頼しているという理由から解除の申し出をいただいているものと考えておりますけれども、そうは言いつつも、インターネットの危険性を親御さんがご理解いただく前に子どもさんに言われるままに解除しているというケースもあると聞いておりますので、その辺は弊社としても反省させていただいて、店頭でのご説明の徹底なり、各種媒体での周知という形で努めていきたいと考えております。

あとは、例えばフィルタリングすると学校の掲示板が見れないからというお声はあろうかと思いますが、弊社の場合は、資料にもありますが、カスタマイズ機能を提供しております、個別にサイトを開いたりすることができますので、それをご案内しております。今後、その使い勝手を高めるような努力をしまいたいと考えております。

の保護者の確認ですが、子どもさんが契約者になる場合は、親権者となる方の同意書と、その親権者の方の確認書類を頂戴しておりますので、そこで確認ができているものと考えております。

の解除の方法ですが、これも資料7ページに書いてありますように、解約の受付はドコモショップのみに限らせていただいております。

の、まずフィルタリングをかけて、年齢を確認した後にオフの手続を行うような販売形式にはできないかということですが、法律に基づきまして、18歳未満は原則フィルタリングという形にしておりますので問題はないと考えております。ただ、先ほども申しましたように、契約者が大人の方で利用者が未成年ということを想定してのご質問ということであるならば、100%の利用者の確認は現状ではお客様からの申告を強制できないことも

ありまして、困難かと考えております。そのあたりは、店頭での勧奨なり説明をきちんと行っていくことで対応したいと考えております。

の、フィルタリングで違法・有害情報等がシャットアウトされて安全性が確保できるかという質問に対しましては、残念ながら、関係団体等も含めていろいろな努力をしておりますが、イタチごっこという面が否めません。その点につきましては、各社さんも実施しておりますが、「ケータイ安全教室」や各種媒体を通じた周知という形で努めてまいりたいと考えております。

の、店頭等での販売員の意識向上のための研修につきましては、法律で原則フィルタリング適用になりましたので、その旨をきっちり周知徹底するよう、対応マニュアルを整備したり、販売の関連会議等々での担当者への意識付けをきちんと行う。その他には、各種の説明ツールを整備することによってきちんと説明できるような体制にしております。

の、フィルタリングについての青少年や保護者に対する啓発ということですが、お配りした資料にいろいろ載せておりますが、大きなところとしては、従来より積極的に実施しております「ケータイ安全教室」の拡大ということで、前年度で約5,000回開催させていただいておりますが、全国には約33,000校の小・中学校があり、全ての学校に出向いて講義させていただくことはできないこともあり、また、弊社が出向くことよりも、先生が自ら生徒に教えたいという声もありますので、「ケータイ安全教室」で使わせていただいているツールについて、積極的に学校にアプローチさせていただき、その配布の拡大に努めたいと考えております。

また、家庭内で話し合っ、携帯電話の使い方なりのルールづくりをしていただくことも重要だと考えておりますので、そのようなルールづくりのためのツールをホームページ上で提供させていただいているところです。さらに、個別の相談窓口ということで「あんしんホットライン」というものを設けております。ほかには、各種媒体による周知ということで、店頭でいろいろ説明させていただいておりますが、「店頭に来たときには、お客様は携帯電話を持つことで頭がいっぱいになってしまっており、すべての説明をきちんとご理解いただいているかどうか不安である」という声が現場からもありますので、この春から、爆笑問題を使ったテレビCMを流させていただいて、まずはその辺の関心を持っていただくことに努めております。

の、フィルタリングの小学生向け、中・高生向けの仕分けということですが、先ほども少し触れましたように、弊社はカスタマイズ機能という形で個別にいろいろと設定でき

るような機能を提供しておりますので、それを今後、お客様の要望を踏まえて、機能改善に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

K D D I まずのご質問で、100%の青少年の利用者にフィルタリングが可能と考えますかという件ですが、こちらは、4月から施行されました法を踏まえまして、18歳未満のお子さまには、原則としてフィルタリングサービスを提供するようにしております。

利用者の方への提供のところですが、弊社では2月から利用者登録制度というものを始めておりまして、大人名義で契約する場合でも、子どもが利用する場合には、その旨を登録していただくようになっています。

ですが、利用しない旨のお申し出はどのような理由かということですが、よく聞くのは、うちの子どもは大丈夫だからというようなことです。しかし、うちの子は大丈夫だからと安心するのではなくて、本当に大丈夫ですかと我々のほうからも積極的に状況をご説明して、なるべくフィルタリングサービスをご利用いただくことが望ましいと考えております。

です。お子さまが契約するときには親権者同意書が必要ですが、その契約をした後、親権者同意書に書かれた親権者の方あてにサンキューレターを送っておりまして、そのサンキューレターによって事後的に確認するような仕組みになっております。

です。フィルタリングサービスは、弊社では店頭でのみ解除できるようになっております。暗証番号を使って端末を操作することによって解除することはできません。お店にご来店いただきまして、フィルタリングサービスを解除するとき、お子さまがお一人でいらっしゃる際には親御さんの同意書がなければ受け付けないようになっています。

です。年齢確認後にオフの手続きを行うような販売方式はできないでしょうかということですが、現在、4月から施行された法を踏まえて、原則的にお子さまにはフィルタリングサービスを適用することになっていますので、実質的には同じような仕組みに既になっているものと認識しております。

です。フィルタリングサービスは、これに入れば100%安全・安心であるというものではありませんので、フィルタリングサービスの提供と啓発活動をセットで取り組んでいく必要があると認識しております。そのため、例えば弊社が提供するフィルタリングサービスをわかりやすく説明したDVDの映像を用意し、それをauショップの店頭で流す、あるいは、当社のホームページ上でストリーミング配信するといった取組も行っておりま

す。

です。説明の徹底ですが、弊社の携帯電話を販売されている販売員への研修はさまざまな機会に行っております。弊社では、プロスタッフ制度と申しまして、au携帯電話を販売する販売員として身につけておくべき知識を習得した方をプロスタッフとして認定する制度がありますが、そうした制度も生かして、フィルタリングサービスに関する説明が徹底されるように取り組んでおります。

です。啓発ですが、先ほどお話ししましたDVDなどの映像の配信という取組もありますし、2月に発足した安心ネットづくり促進協議会などとも連携しながら、全体的な動きとして啓発に取り組んでいきたいと考えております。

、最後の質問ですが、弊社ではホワイトリスト方式のフィルタリングとブラックリスト方式のフィルタリングサービスをそれぞれ提供しておりますが、小学生以下の方には、より安全なホワイトリスト方式のフィルタリングサービスをお使いいただくようにお勧めしております。

ドコモさんは既に提供されているカスタマイズ機能ですが、弊社では、今年の夏ごろをめどに導入する方向で準備中です。

以上です。

ソフトバンクモバイル まず の100%可能かということに関しましては、現在の契約者に関して親権者同意書を用いた原則設定ということの実施で、理論的には100%可能と考えております。また、契約者が大人で利用者が子どもといった場合についても、利用者の状況を店頭でお伺いして、利用者がお子さまの場合にはフィルタリングをお勧めするといったことで運用しております。

の、フィルタリングを利用しない旨の申し出の理由ですが、私どもは、子どもを信頼しているからといった理由と承知しております。

につきましては、契約者の本人確認は運転免許証等で厳格に運用しております。また、利用者についても、子どもさんの利用については店頭でお伺いしております。ここでご質問になっているのは、いわゆる親権者の同意書を知らない大人にということかもしれませんが、このあたりにつきましては、店頭において不審な場合には、ソフトバンクから確認のお電話を差し上げたり、また、確認のための書面を別途郵送させて確認させていただいております。記載内容が事実と相違する場合には契約の解除といったことでの対応をさせていただく場合もございます。

として、フィルタリングをかけても解約できるのではないかというご質問ですが、ソフトバンクもフィルタリングの解除は店頭でのみの受付という運用をしております。したがって、暗証番号がわかってもらってもそれだけで解除・変更はできません。

として、使用者の年齢確認後にオフの手続きをとることにつきましては、こうした運用をしておりますので、実行上、ご提案の内容と同様の効果があると考えております。

として、100%の安全性といったことにつきましては、私どももフィルタリングによって100%の安全が確保できるとは思っておりません。したがって、保護者の方に注意喚起を行うことが必要であろうと考えております。このあたりについては事柄が結構複雑ですので、こうしたフィルタリングの盲点、弱点については、保護者向けの講座等において詳しくご説明させていただきたいと思っております。

の説明の徹底云々につきましては、私どもは、社内での通達に加えて、資料でもお渡ししておりますが、店頭説明用のツールを全ショップに配布しております。これによって販売員の意識向上、説明能力の向上に努めております。

、フィルタリングサービスの啓発ということですが、言葉としての「フィルタリング」は、昨今では80%近くの認知率があると承知しております。ただし、その必要性について本当に保護者の方の十分な理解が進んでいるかということ、ここは少し疑問のところがあります。したがって、業界を挙げての適切な広報活動、自治体等が主催するイベントへの積極的な参加、啓発講座の実施など、私どもの場合は、ケータイ安全教室やケータイ教室といった形のものを持っていませんので、e-ネットキャラバンにおいて実施していますが、これに加えて、子どもたちに対する実践授業による情報モラル、メディアリテラシーの向上といったことで、「考えよう、ケータイ」といったDVDを配布しております。

はフィルタリングの多様化ということかと思いますが、私どもは、これは発達段階別ということでしょうけれども、実際には年齢別ということでの仕分けにならざるを得ないと考えております。そして、この年齢別のフィルタリングは小・中・高の3段階を考えておりますが、こうしたフィルタリングの導入準備をこの夏に向けて進めております。

以上でございます。

ウィルコム まず の関係で、青少年の利用に100%フィルタリング可能と考えますかというお話ですが、弊社も他社さんと同じように親権者同意書を作成しております。その中で、フィルタリングの有無を確認しております。契約者が未成年ではなくて親であった場合についても利用者が未成年であることがわかれば、同様にフィルタリングの確認を

します。フィルタリングの確認をしたときに、未記入であった場合には、強制的にフィルタリングをかけるというような措置をとってありまして、その関係で、ほぼ100%、理論的にはできているのではないかと考えております。

の関係ですが、これも先ほどから言われているように、子どもを信頼しているか、使い勝手が悪いとか、このサイトがないからとかいうお話は聞くところです。

ですが、保護者を装って云々ということがありますが、我々としては、親権者の同意書をもらうだけではなく、親御さんのところに電話して確認をとってあります。ただ、電話をかけて確認しますが、それが100%本当にできるかという、場合によっては、電話先にほかの人が出るということもあり得る話かと思っております。

ですが、フィルタリングの解除・変更については、弊社の場合、保護者から解除してくださいという郵送による届出があって解除できる形になっていますので、お子さんの端末そのもので解除するという形にはなっていません。

ですが、こちら辺についても法が施行されてほぼ100%現状においてもフィルタリングがかかっているものと考えておりますので、改めてこのような形でなくてもいいのではないかと考えております。

の関係です。こちら辺についても、やはりフィルタリングで本当に100%できるかというのはなかなか難しいところだと我々も思っております。あくまでもこのフィルタリングとか、携帯とか、そういう道具ですので、使い方を間違えれば問題が出る可能性もあるのかと思っております。やはり使う方の意識向上が必要だと考えております。ただ、弊社の場合、携帯安全教室等はありません。したがって、弊社の場合、私も出ているのですが、e-ネットキャラバンというものを電気通信事業者の業界で行っていますが、それに参加して普及・啓発を行っているというのが現状です。また、弊社のホームページやパンフレットの中でも、折を見て、フィルタリングの関係についても紹介するというを実施しているのが現状です。

の販売員の意識向上の関係ですが、研修を定期的を開いて、情報を逐次共有化する形の中で、フィルタリングサービスについても話をしています。

のフィルタリングの啓発の関係です。先ほどお話ししたとおり、弊社の場合、現在はe-ネットキャラバンとホームページ、そういうところで普及・啓発を行っております。普及あるいは啓発の関係は、実際のところ、e-ネットキャラバンなどに出ていると感じるのですが、小学生や中学生のお子さんは、こういうことはかなりよく知っていて、親御

さんが全然知らないというのが現状だと思います。また、小・中学校の先生方はかなりお忙しいようで、ここら辺まではなかなか手が回らないのが現状かなと思っております。

そういう中で、我々事業者としても、親御さんや先生方、子どもを守る立場にある方、そういう方々に対してフィルタリングについてご理解いただくことが重要ではないかと考えております。

のフィルタリングの関係ですが、弊社はフィルタリングをどうするか、現在検討中というお話になっております。現状、弊社の場合、先ほど資料にあったように、キッズケータイということで小学校低学年向けのホワイトリストサービスも提供しておりますし、ブラックリストサービスも提供しております。今後は、さらにフィルタリングサービスの選択肢を増やしていきたいと考えております。

以上です。

イーモバイル ですが、これは他事業者の方とほぼ同様で、法施行を踏まえて利用者確認等を行っております。

ですが、理由としては、子どもを信頼しているという回答が多いと思います。

ですが、契約者の本人確認は、当然、運転免許証等により確認を行っておりますが、店頭では、必要に応じて書類の提示を求めています。また、最終的にはサンキューレターで確認させていただいております。

です。フィルタリングの解除は、弊社は独自のショップがないので、電話受付窓口での対応になっておりますが、その電話受付窓口では本人確認をしっかり行っていることと、例えば、解除する場合も同意書を求めて、最終的には書類で確認するということを行っています。

です。法施行を踏まえて、少なくとも18歳未満はフィルタリングが原則適用になっておりますので、実効上は担保されていると考えております。

です。おっしゃるとおりですが、フィルタリングで100%の確保ができるわけではないことは、弊社も同じ考え方です。ただ、弊社の場合、サービスを始めて2年、音声サービスを始めてまだ1年ということで、正直言って、ここら辺の態勢は不十分であることはいなめません。にもかかわりませんが、啓発については、正直、個別対応は他社よりも後れていまして、体制を含めて検討中です。

です。もちろん、弊社側でも営業で通達等を出していることと、店頭説明ツールの配布で販売員の教育に努めております。

ですが、現状、弊社は、小学生向けや中・高生向けといった仕分けは行っていません。今後ニーズが高まれば対応していくことは検討させていきたいと考えております。

基本的には、弊社の場合はブラックリストのみで、大人用、子ども用といったことではなくて、一つの種類になっております。これも大人用や法人利用など、ニーズが高まっていけばそこは検討させていただく余地があると考えております。

以上でございます。

加藤副会長 ありがとうございます。

次に、5番の「保護者啓発について」、ドコモさんからお願いします。

N T Tドコモ 保護者の啓発に関しまして、購入の際の申込書にルールづくりの有無を記入する欄をつくってみることはいかがかということにつきましては、おっしゃるとおり、家庭内で話し合っていていただいてルールづくりをすることは重要であると考えております。先ほど申しましたように、資料14ページにありますが、今、弊社のホームページで質問に答えていく形で各ご家庭のルールが作成できるようにしており、今後、ホームページだけではなく、各種ツールに記載していくよう検討してまいりたいと考えております。

の利用者講習会等ですが、先ほどからご説明させていただいておりますように、弊社では「ケータイ安全教室」というものを実施しております、その中でケータイの危険性についても重々説明させていただいております。

以上です。

K D D I 5番の のご質問ですが、家庭でのルールづくりは非常に重要であると認識しております。そのため、弊社では、K D D Iケータイ教室や、業界全体の取組であるe-ネットキャラバンに参加しておりますが、そうした講習会を通じて、それぞれのご家庭でぜひルールをつくって、例えば子どもは携帯電話を自分の部屋には持ち込まないとか、そういうルールをそれぞれのご家庭で考えてみてくださいというお話をしております。

として、各社分担で全学校で講習会をとということですが、弊社はK D D Iケータイ教室の取組を行っておりますし、業界全体ではe-ネットキャラバンという活動を3年前から実施しておりますが、我々事業者だけですべての学校で実施することはなかなか難しいところもありますので、この点については、社会全体で重層的に進められることを期待します。

以上でございます。

ソフトバンクモバイル すみません、4番の 、i Phone 3 Gに関する回答を飛ばして

しまいました。

回答としては、はい、用意しております。これは、ウェブ閲覧ブラウザでサファリというものがありますが、この機能を制限してヤフーキッズを導入していただくことでフィルタリングをお使いいただけます。

5番に移ります。 のルールづくりの有無云々ということですが、申込書等にこのことを入れることは可能ではありません。その代わりに、お手元にもありますが、資料として付けております「ケータイ安心BOOK」の最後に、家庭内ルールの例を提示しております。子どもさんがご利用される場合の新規のご契約の際には、こうした「ケータイ安心BOOK」をお配りして、例えばこういうことでルールをつくってはいかがでしょうかということでお話ししております。

の講習会といったことですが、私どもはケータイ安全教室やケータイ教室を持っていませんけれども、e - ネットキャラバンへの寄与については昨年下半年から強化しております。そうしたことで、全学校にというのは無理があるかもしれませんが、可能な範囲でご協力させていただきたいと考えております。

以上です。

ウィルコム のルールづくりですが、申込書にというのはいかなものかと思っております。申込書は契約のもので、こういうところではなくて別途でと考えております。ここら辺のひな型は、実は、電気通信事業者協会の中のホームページでも、こういうルールはどうでしょうかとか、そういうものがあります。そうした意味で、協会全体としてもそういうことに取り組んでいる現状です。

の利便性云々というお話ですが、先ほどもお話があったe - ネットキャラバンというのは、インターネットの光と影の陰の部分に着目した形で、会社名などは一切出さずに、本当にボランティア的な形で行っております。年間1,000回以上行っているのが現状で、私どもはe - ネットキャラバンに積極的に参加していければと考えておりますが、全学校となるとかなりきついのかなと思っております。

以上です。

イーモバイル 5の ですが、弊社としても申込書にこういった個人間のルールを記入する欄をつくることは難しいかなと思っております。やはり申込書は契約で、弊社としてどうしても説明しなければいけない重要説明事項であるとか、そういうところも含めて書かせていただいておりますので、そこに書くことは難しいと考えております。

ですが、先ほども少し申し上げましたが、弊社の対応もまだ発展途上で、弊社としての対応ということではまだ検討中です。

以上でございます。

加藤副会長 それでは、続いて6番の「認定サイトについて」です。6番の について はドコモさんから順にお願いしまして、 と についてはE M A様をお願いします。

N T Tドコモ S N Sを原因とする子どもに対する犯罪の発生状況につきましては、2月19日に警察庁さんの発表等もありましたので、そのあたりの状況は重々認識しております。S N Sはコミュニケーションというカテゴリーとしており、そのS N Sをブラックリストに載せている理由についてですが、そもそも携帯事業者のカテゴリーは、第三者機関であるE M Aさんの意見を参考にさせていただいた上で決めさせていただいておるところであり、コミュニケーションサイトについては双方向で交流手段を提供するという一方で、ある意味、有用なコミュニケーションのひとつの手段と考えておりますが、その一方で、先ほど言ったように犯罪に利用されるケースもありますので、そういうことを踏まえた上でブラックリストに含めております。ただし、幾つかのS N Sのサイトで、約20ちょっとくらいですが、E M Aさんが認定したサイトについては、コミュニケーションのカテゴリーであってもブラックリストから除外しております。

それを解除したことで犯罪が発生した場合に事業者は責任を負うかということに関しては、確かに、携帯電話は今や生活に必要不可欠になっておりますが、今言ったような違法有害情報で負の側面を拡大させてしまっていることも事実ですので、事業者としては、こうした負の側面に真摯に対応していく社会的責任があることは重々承知しております。したがって、我々事業者だけではなく、関連の方々のご助力も頂戴しながら、その責任を果たしていきたいと考えております。そういった意味で、先ほどK D D Iさんからもご紹介がありましたが、「安心ネットづくり」促進協議会を産学で立ち上げたところですので、そうしたところに参画しながら進めていきたいと思っております。

あと1点。例えばコミュニケーションのサイトのカテゴリーの中でも、今24くらいのサイトが閲覧できるようになっておりますが、ご家庭の方針で、「いくら安全だと認定されたとはいえ、コミュニケーションサイトは子供に見せたくない」というご家庭もあろうかと思っておりますので、それに対応できるように、先ほど申しましたようなカスタマイズ機能で、すべてを閉じる形にもできるようにしておりますので、そうした要望に対しては、そういう対応をさせていただいております。

以上です。

KDDI まず6の のご質問、昨今の犯罪の発生状況については、弊社でも今般の報道について十分承知しております。

続きまして、SNSは、不適切に利用される可能性があると考えておりまして、そうした観点から、弊社でもブラックリストに載せております。EMAさんが認定されたSNSについては健全性が維持されていると判断しまして、ブラックリストからは除外されております。

こうした状況を踏まえまして、私どもとしては、子どもたちに安全に安心して携帯電話やインターネットをご利用いただくための環境を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

ソフトバンクモバイル 6の 、犯罪の発生状況につきましては、昨今の報道状況で承知しております。

それから、SNSをブラックリストに載せている理由ですが、私どもとしましては、SNSだからといって一概に子どもに不適切であると考えていませんが、現実問題として、出会い系まがいの不正誘引、ネットいじめ等、看過し得ない書き込みの可能性が当初からありまして、昨今の報道では、そのあたりが顕在化しているということですが、従来から、カテゴリーとしてのコミュニケーション、サブカテゴリーとしての掲示板といったものはブラックリストとしてフィルタリングの対象としております。ブラックリストから外したというのは第三者機関が認定されたからでございます。解除認定されたことを私どものブラックリストのデータベースに反映させたということでございます。

責任ということですが、いわゆる健全なインターネット環境を提供するといったことにつきましては、私ども事業者に求められる責務と考えておりまして、その努力については継続して行ってまいります。

以上です。

ウィルコム まず の犯罪の発生状況ですが、当然、弊社としても、今どうなっているかということは、報道の状況などを見て把握しております。

次に、SNSをブラックリストに載せている理由として、SNSへの書き込みが不適切な書き込みもあり得る。そういうものはかなり危険性が高い場合もあるということで入れているというのが現状です。ブラックリストから外したのは、第三者機関が認定したからかということですが、これはまさにそのとおりで、第三者機関のほうで、このサイトは適

正なものかどうかというご判断をいただき、その判断に基づいて弊社としても外したという形になっております。

ブラックリストから解除したことによって子どもに対する犯罪が発生した場合云々ということですが、確かに、我々のように通信に携わっている人間で、インターネット環境などについてもきちんとしていかなければいけないことは重々承知しております。ただ、すべてについて把握することはなかなか難しいかなと思っております。では、なぜフィルタリングを提供するかというと、より安全に使っていただくために我々としては手段を提供しているという形で考えております。当然、そのためにフィルタリングの精度を上げるなどの努力に日々努めていきたいと考えております。

以上です。

イーモバイル この件に関してはほとんど他社さんと同じですが、については、当然、理解しております。

ブラックリストに載せている理由は、前の4社さんと同じで、やはり可能性があるということで、カテゴリーとして「コミュニケーション」を入れております。ブラックリストから外したのは、第三者機関が認定したことが理由です。

あと、ブラックリストの解除による責任ですが、私どももちろん通信事業者としての一般的な責務があると考えております。ただ、最終的には個別具体の事案での判断になるかなと思います。当然、私どもとしては、弊社を含めた事業者や第三者機関、コンテンツ提供事業者さんで、こういう事案が起こらないように努力することが大事ではないかと考えております。

以上です。

加藤副会長 それでは、EMA様、6番のと、続いて7番についてお願いいたします。

EMA：モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（岸原） まとめてお話しいたします。まず、認定サイトを外す、外さないという議論がありますが、そもそも全体のスキームがどういう形で行われているかというところでご説明させていただきたいと思います。

まず、今回の認定制度ができましたのは、フィルタリングの改善を行うための一環です。フィルタリングを改善することによって、青少年にきちんとフィルタリングを利用していただく。それと、本来、SNSやコミュニケーションサイトで一番危険な部分というのは、だれも管理していない、放置している、子どもが利用していることに対して何らのケアも

していないコミュニケーションサイトが非常に危険であると認識しております。そうした点では、子どもたちがきちんと大人が管理しているサイトで遊べるという状態で認定制度をつくっております。それによって、きちんとしたところでコミュニケーションサイトを利用することができる。これがない場合、子どもたちは、実際にはだれも管理していない非常に危険なサイトしか利用できない状態に子どもを追いやることになるかと思っておりますので、全体的なフィルタリングの改善、フィルタリングを普及させる、それと、子どもたちを危険なサイトに追いやらないという形の一環の中で認定制度ができているとご理解いただければと思います。

そうした点で、犯罪の発生状況ということで、こちらは、警察庁さん、警視庁さんとも日々いろいろと意見交換させていただいております。その中で大きく2つに分けて考えなければいけないかと思っておりますが、まず、SNS自体が子どもに犯罪行為を及ぼしているかどうかに関しては、認定を行っている第三者機関としてきちんと、そうした悪質な事業者を認定することがないように責任を持って対応しております。一方で、警察庁さん等から発表されている数字として、そうしたSNSを悪用している悪質な利用者が犯罪に利用しているといったものに対しては、我々の管理体制の中で悪質利用者を排除していくと。現在、携帯電話ではユーザーIDということで識別情報が把握できますので、これによってこういった利用規約違反を行っている悪い大人たちを、こうした子どもたちが遊んでいる場所から排除していくといったことを認定制度の一環として行っております。

そうした中で、ブラックリストを解除したことによって第三者機関が何らかの責任を負うかということですが、ブラックリストを解除することに関しては、先ほど言いましたように、全体的な子どもたちのフィルタリングの仕組みを改善していくという中の一環だと思っております。そうした中で、こうしたインターネットを利用した犯罪をすべてなくせるかということになりますと、実際の犯罪行為はインターネットの中で起きているわけではありませんが、実際にリアルな社会、そういうところで連絡を取った後に、夜外出して、そこで知らない大人の車に乗ってしまうといったことが一つの原因になっているかと思っております。こうした点では、第三者機関として、インターネットの中の管理体制をきちんと整備していくことのほかに、家庭、学校、地域、そうした点で連携させていただきながら、一定の利用の規制と教育をバランスよく実施していくことによって青少年被害を減少させていくことに対して、第三者機関として最大限の努力をしていきたいと思っております。

次のページになりますが、具体的な出資者と出資額についてご開示くださいということ

ですが、現在、E M Aの出資は、一般社団法人になりますので基金の拠出者ということか
と思います。一つ誤解があるかと思いますが、まず基金の拠出者には何ら権限がないこと
です。金額の多寡によってその拠出者に権限が与えられるというのは、一般社団法人法上
一切ありません。そうした点で、出資者に関しては第三者機関の情報公開の一環としてホ
ームページ上にすべて公開しております。

現在、23の拠出者がいますが、この拠出に関しては、預かり金という形で現在処理して
おり、第三者機関が解散するときに返還するといったものになっております。実際にそれ
ぞれの出資金額につきましては、それぞれの出資者に承諾を取らなければいけない点と、
もう一つは、第三者機関として、それが必要な情報公開であれば応じなければいけませ
んが、先ほど申しましたように、金額の多寡によって第三者機関の運営に影響を及ぼすこ
とがないという点からしますと、拠出されている名称がどこであるか公開することによっ
て、十分情報公開に対応していると考えております。

以上でございます。

加藤副会長 どうもありがとうございました。

それでは、次の8番について、またドコモさんから順にお願いします。

N T Tドコモ プロフに個人情報載せる場合に制限をかけることができないかという
ことですが、プロフに関しましては通信事業者側で提供しているものではなくてコンテン
ツ事業者側が提供しているということもありまして、事業者として何らかの制限をかける
ことは厳しいと思います。プロフに個人情報載せる場合の危険性云々につきましては、
先ほどから何度も申しておりますように、「ケータイ安全教室」等々でご説明させていた
だいております。

以上です。

K D D I ドコモさんからお話があったところと重複しますが、プロフについては、私
どもが直接提供しているものではないので、技術的な対応というよりは、正しい使い方を
講習会等を通じて皆様に身につけていただく方向で取り組んでまいりたいと考えておりま
す。

以上です。

ソフトバンクモバイル 私どもも同様に、私どもの事業としては技術的な対応はできま
せん。したがって、書き込む側に対して、子どもたちに対して、関係者が一丸となっ
てリテラシーの向上といったものを図っていく必要があるかと考えております。

以上です。

ウィルコム 前の会社さんと同じですが、技術的な対応は、我々通信事業者としては難しいと考えております。

ただ、我々としてできることは、先ほどからお話ししているように、e - ネットキャラバンなどで普及・啓発を行っていくことはできると考えております。

以上です。

イーモバイル 前の各社さんのお話で、他のコンテンツ事業者様が行っている以上、弊社側での技術的な対応は難しいと考えております。これについては、前の方々と変わりませんが、リテラシーの向上を行っていくしかないと考えております。

以上でございます。

加藤副会長 あと3問残っていますが、予定時間が迫っておりますので、9番と10番を一緒にしてドコモさんから順にお願いします。

N T T ドコモ 9番、10番に関しましても、サイト側といいますか、コンテンツ側の問題ということもありますので、事業者側で技術的に云々、何らかの対応を行うことは非常に厳しいところです。当然、サイト側さんで年齢確認等々危険性を排除するような取組みを行っていただきたいと考えているところであり、当社でも協力できるところは取り組んでいきたいと考えております。バナー広告等の問題も同じでございます。

以上です。

K D D I 9番、10番をまとめて回答いたします。

これも重複してしまいますが、まず、コンテンツプロバイダさんのほうで取組を進めていただいて、あと、成人向けサイトや成人向け商品の購入サイトについては、フィルタリングサービスにご加入いただければブロックされますので、そちらをお使いいただきたいと考えております。

以上です。

ソフトバンクモバイル ソフトバンクも前2社と同様でございます。

ウィルコム やはり同じで、弊社も、各サイトさんで取り組んでいただくしかないのかなと考えております。

以上です。

イーモバイル ドコモさん、K D D Iさんのお答えと基本的には同じでございます。

加藤副会長 ありがとうございます。

それでは、最後になりましたが、11番の「企業理念について」、ドコモさんから順にお願いします。

N T Tドコモ 非常に厳しいご意見ですが、弊社がiモードを開始して約10年たちますが、急速にネット接続が容易になり、その利便性を世の中に広めることができたという自負は当然ございますが、一方で、その危険性も増大させてしまっていることは重々認識している次第でございます。携帯電話が生活に欠かせないツールになった一方で、提供する事業者側の社会的責任もそれに合わせて重くなっているのは確かだと考えておりますので、これまで説明させていただきましたような取組をきちんと行っていきたいと考えております。

ただ、現在の、安心・安全に関する事業者の対策は対症療法でしかなく、単に「携帯電話が便利である」とか、「子どもの情操教育に必要だ」と淡々と訴えるだけではなくて、事業者として携帯電話で世の中をどう形づくっていくのか、その中で子どもたちと向き合う社会をどのようにつくっていききたいのか、まずは、そういうビジョンを示すべきであるということ踏まえた上でのご意見かと思いますが、まだそこまでは描ききれていないのが現実でございます。いずれにしても、企業の社会的責任ということは重要なテーマですので、お客様、ひいては社会への還元、貢献は積極的に行うべきものと考えております。災害問題もそうですが、青少年問題に関しては、C S R活動ということで一層力を入れて行っていきたいと考えております。

以上でございます。

K D D I 携帯電話、インターネットが急速に普及する中で、子どもの携帯電話・ネット利用に関するさまざまな問題が指摘されていることは十分に認識しております。この問題の特徴は、保護者の方や先生方が気づかないところで問題が進行しやすい点にあると考えております。

例えば、学校裏サイトを実際に見たことがあるという親御さんは少ないのではないかと推察しております。そうした意味で、今、携帯電話やネットを使っている子どもたちが大人になって、結婚して、子どもを生み育てる時代になれば、少なくとも、大人が問題に気づかないというケースは少なくなっているのではないかと予測しております。そういう意味で、携帯電話やインターネットが急速に普及した今が最も大事なときと考えております。

私どもは、先ほどからご説明してきましたとおり、通信事業者としての立場から、子どもたちが安心して安全に携帯・インターネットをご利用いただくための環境づくりを進め

ているところですが、学校やご家庭においても、携帯電話・ネットの利用に関するルールやマナーについて話し合うなど、子どもたちの安全・安心のための取組が社会全体で重層的に進められることを期待いたします。

以上です。

ソフトバンクモバイル ソフトバンクとしましては、こうしたインターネットの影の部分といったものへの対策は企業の社会的責任として十分対処したいと考えておりますけれども、昨今の、いわゆるICTに関連する国際比較といえますか、北欧や米国、韓国などといったところに対しても日本は少し後れをとっている部分があります。このあたりは、いわゆるインターネットの光の部分を活用することで、豊富かつリアルタイムな情報の活用で国際的に競争力がある人材を育てることに貢献したいと考えております。

ウィルコム なかなか答えづらいお話だと思っております。ただ言えることは、携帯電話にしても、インターネットにしても、e-ネットキャラバンでよく言う話ですが、これは道具です。道具を使う人がどう使うかによって、良いことにも使えるし、悪いことにも使える。現在、光と影の部分の中で影のところがクローズアップされていると。それは多分、環境づくりがなかなか難しく、新しいものなので、大人たちのご理解がなかなか難しいと。我々も、売るほうにばかり気が行っていたということもあるかもしれないと少し反省しております。

今後は、光と影の部分の影の部分をなくすような形でリテラシー、そういうものを向上させる形で貢献していければと考えております。携帯電話もインターネットもバーチャルな世界と言いますが、リアルな世界もバーチャルな世界も考え方は共通だと思っております。先ほどのSNSでも、昔を考えていただくと、広場にはおじいちゃん、おばあちゃんがいて、悪いことをするとしかるということがありました。それをSNSに入れても、監視して、悪いことがあれば大人がしかる。そういうものが必要になってくるのではないかと思います。昔に立ち戻るわけではないのですが、そうしたモラルも必要になってくるでしょう。我々もそこら辺を今後は考えていかなければいけないだろうと考えております。

以上です。

イーモバイル 皆さんがいろいろお話しいただきましたが、弊社としても、光があれば影もあることは認識しておりますし、当然、携帯電話のところ、今は影の部分が非常にクローズアップされているという事態は認識しております。やはり私どもとしても、微力ですが、リテラシー向上といった関連を通じて社会的責任に対処していきたいと考えてお

ります。

以上でございます。

加藤副会長 どうもありがとうございました。これで事前に用意した質問に対して、ドコモ様をはじめ皆様大変誠実にご回答いただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、いろいろご質問があろうかと思いますが、大変申し訳ないのですが、各社様には1時間半ということをお願いしておりましてあまり時間がありませんので、ご意見よりも質問を優先して、議論そのものは後で我々の中で闘わせるとして、回答に対する質問、あるいはそれ以外のことでいいですから、委員の方からの質問をお願いしたいと思います。

後藤委員、先ほど、私が遮ってしまって申し訳ありませんでした。

後藤委員 資料を見てわかりました。失礼しました。

加藤副会長 では、どなたからでも、どの部分でも結構ですから、どうぞ。

吉川委員 意見は後でもいいとのことでしたが、キャリアさんがいらっしゃる間に一つ申し上げておきたいことがあります。

未成年者が契約をする際の店頭でのフィルタリングの説明の部分ですが、各社様、周知・啓発されているというご説明がありましたが、実際のところ、PTAでメディア教育を指導されている方などの報告を聞きますと、量販店で、高校生になったばかりの娘さんを連れた父親が、イーモバイルさんから購入した際に全く説明がなかったと。そのままノーフィルタリングで持って帰って、後で父親が電話をしてかけたということが複数あります。販売現場でのフィルタリングの説明に関して、正規のショップであればある程度周知されているのかもしれませんが、量販店や軒先で営業しているようなショップのすみずみにまで至っているのかというところを、各社いま一度ご確認いただければと思っています。それが1件です。

E M Aさんに質問です。SNSがすべて悪いとは私も思っていませんで、当然、管理を徹底しているサイト、そうではないサイトが社会的にきちり区別されて、適正なサイトが評価される仕組みが当然必要だと考えています。ただ、SNSの中には、いわゆる出会い系サイトと呼ばれるような機能を持ったコミュニティを簡単に立ち上げられるものがありますね。今回、警視庁が削除要請したのは、まさにその部分です。ですから、SNSが悪いというのではなくて、SNSの機能として、利用者が独自に出会い系サイトなるものを立ち上げることができてしまう。しかも、それがかなりの数があったにもかかわらず、

SNSサイトとしては削除せずに放置していた。その部分について少し疑問の念を挟むわけです。EMAさんの認定基準として、そういうふうにSNS利用者が出会い系サイトになるようなコミュニティサイトを立ち上げていることについて、SNS事業者は監視や削除をしなければならないということを認定基準として入れているのか、入っていないのか。現状は入っていないから認定されたのだと思いますが、もしそうであれば、その部分を見直すご予定などがあるのかどうか。その辺についてお聞きしたいのですが。

EMA 前回、プレスリリースで流しておりますが、今週、警視庁さんとも意見交換を行ってプレスリリースで流す予定にしております。

今、吉川委員がおっしゃっている出会い系サイトの定義ですが、EMAの基準の中に、健全なコミュニケーションを最大限尊重しつつ、不健全な出会いにつながるものについては書き込みについて削除するということを行っております。現在、警視庁にも確認しておりますが、不健全な出会いにつながるようなものが存在したから削除要請があったというような事実はありません。警視庁としても、そこについて削除要請したということではないということですので、これは個別に、吉川委員から警視庁さんのほうにもご確認いただければと思っております。

そうした中で、実際にそのコミュニケーション機能、出会いにつながるもの、不健全なものについては、EMAの基準としては削除しておりますが、一方で、今回報道されたように、実際のコミュニティ全体を削除するというを本当に警視庁が求めたのであれば、健全なコミュニケーションまで全部含めて一切排除しなさいといったことを依頼したことになります。これについては、一方で憲法上の権利といいますが、青少年にとっても、健全なコミュニケーションサイトを排除されることに対しては、表現の自由であったり、通信の秘密のほか、きちんと子どもたちもそうしたコミュニケーションを行う権利があると思っております。EMAとしては、それを一緒くたにして一切排除するといった基準にはしていませんので、ここら辺に関しては、今、ネットの中でもいろいろな形で議論が出ているかと思えます。法律の適用に関しては、第三者機関としてどうこうといったことのコメント等は、口を挟むことはできませんが、その運用については、ぜひ吉川委員をはじめとした有識者の方々、あとはさまざまな行政庁を含めてご議論をいただければと思っております。

以上でございます。

加藤副会長 吉川委員、よろしいでしょうか。

イーモバイル その具体的な事例は、いつごろのことでしょうか。

吉川委員 時期はわかりませんが、今年4月に高校生になった娘さんと、という話だったので、4月以降の話ではないかと思えます。

イーモバイル そうですか。弊社としては、利用者確認は2月下旬から行っていたので、もしそういうことがあれば、私どもとしては徹底させていただいたつもりでしたけれども、現実には現実として受けとめさせていただいて、さらに徹底させていただきたいと思っております。

後藤委員 いろいろとご説明をありがとうございました。

まずE M Aさんにご質問したいのですが、先ほどのご説明で、E M Aに対する出資者はホームページで公開していると。ただ基金への拠出額については公表しない、個別企業の承認を得れば公開するというご説明だったと思えます。個別の企業さんに公開していいかどうか確認はされたのでしょうか。

E M A 公開する条件として個別の承諾が必要であるということですが、その金額を公開しなければいけないというのは、どういったことでしょうか。

後藤委員 いや、お伺いしているだけです。知りたいということです。

E M A 実際に、現在、E M Aに入っている収入は全部公表していませんが、決算が来月になりますが、入会金収入、審査・運用監視費用、寄附金等がございます。これは全部同じ扱いになってきますので、すべての支払い金額を公開しなければいけない。あとは、支払い先としまして、事務局の人員に対しての個別給与等も公開しなければいけないという同じレベルになってくるかと思いますが、そういった点では、第三者機関として中立性を担保するといった意味での公開範囲でそれは十分に対応されていると思っております、いかがでしょうか。

後藤委員 私は単に聞きたいと思ったのですが、お聞かせいただけない理由が実はよくわからないというのが本音です。要するに、中立性が担保されていて、独立性が担保されているなら、別に何の問題もなく公表されたいのかなと思うだけです。

それと、この基金の出資企業はどこかということは、ドコモさんなどもご存じないということでしょうか。具体的な出資額は。

N T T ドコモ 金額までは存じておりません。出資者がどこということは公開されておりますので、弊社としても認識しております。

後藤委員 S N S 各社が多く出資されていると思いますが、それはご存じですか。

NTTドコモ 公表されておりますし、認識しております。

後藤委員 そういうところが出資されている機関が第三者機関として、そういう出資者のサイトを健全だと認定していることについて、それはどうお考えですか。

NTTドコモ どういう企業が出資しているかということは確かにあるかと思いますが、いろいろと意見交換もさせていただいて、きちんとした認定なりをしていただいていると考えております。

後藤委員 独立性に問題はないと。

NTTドコモ 弊社はそう考えております。

後藤委員 設立されて真っ先に実施したことがSNSの認定だったと思いますが、それはご存じですよ。

NTTドコモ はい。

後藤委員 それを含めても独立性に問題はないとお考えですか。

NTTドコモ はい。

後藤委員 auさんはいかがですか。

KDDI 弊社も同様です。問題だとは認識しておりません。

後藤委員 はいかがですか。

ウィルコム 弊社も同じです。同様です。

後藤委員 イーモバイルさんも？

イーモバイル 弊社も同様です。

後藤委員 それは驚きです。

EMA 一部組織形態についてご説明させていただいてもよろしいでしょうか。

まずEMAのほうで、民間の事業者からの基金で設立した理由ですが、表現に関するものですので、国や行政庁からの資金での関与は一切好ましくないとされておりまして、そうした点で、先ほど、コミュニティサイトの基準をつくっているという先生のお話がありましたが、EMAの現在の構成として、基準については、配付資料の2ページをご覧くださいと思います。EMAの組織構成として、認定制度はEMAの活動の一部です。啓発教育活動等を含めて、青少年の保護と健全育成というものを指向しておりますが、この中で、おっしゃるように、認定制度については中立性を担保しなければいけないということで、基準に関しては、SNSなどの事業者が関与しない、第三者の学識経験者のみで基準策定委員会の委員を構成しております。しかも、基準をつくった委員は審査を行うこと

ができません。これは別途審査・運用監視委員会の委員、こちらも第三者委員で構成しておりますが、こちらで認定の審査を行っております。審査・運用監視委員に関しては、この基金の拠出者の金額自体も公表していません。実際の審査・運用監視業務についても、委員には一切公表していません。単純に基準として妥当であるか、あとは、申請されたサイトが基準に合致しているかといったことを、中立性、公平・公正に判断をいただくことになっております。

ただし、先ほど言いましたように、国や行政庁からの資金で運営していることになると、当初、国のほうで計画されたインターネットの規制法的な意味合いが強くなっていくということで、民間資金できちんと運営しなければいけないと。この運営に関してのみ理事会が責任を持って行っております。こちらには公表しておりますが、半分以下、事業者が関与しておりまして、理事会も過半数は第三者の学識経験者で構成しなければいけないという形で定款で中立性を担保しております。先生がおっしゃるように、どなたかきちんとした形で基金を全部出していただいて運営できればいいのですが、これ自体を民間ですべて賄わなければいけないということで、さまざまな中立性を担保するための機能・組織といったものを検討して、苦労しながら運営しているのが現状でございます。

加藤副会長 後藤委員、よろしいでしょうか。

言いたいのは、お金を出しているところがあって、そのお金を出しているところが悪いということが言えるんですかということですよ。

後藤委員 そうです。独立性に問題があるのではないかということです。

加藤副会長 そちら辺は十分担保されていると。CMを流している番組で、その番組に出てきた人がCMで流している企業の商品の悪口を言うことは実際に可能かということでしょう。

後藤委員 そうです。

加藤副会長 それは可能になっているということですか。

E M A そこに対しては、認定をする場合、あとは取消しをする場合に、基金の拠出者であるかどうか、会員であるかどうかということに関しては、一切関係なく行っております。

加藤副会長 よろしいですか。

後藤委員 今の説明は、わかりました。

安川委員 携帯電話会社さんのほうで、最近のメールによる、今までだと、架空請求な

どがいろいろ広まっていますが、最近はまだ携帯がいろいろ変わってきていますが、そこら辺は、今、どのような迷惑メールなどが広まっているのかご存じでしょうか。それに対して、各携帯電話会社さんはどのような対策をとっていますか。

子どもたちにしてみれば、直接警察に連絡しても、多分対応してくれないと思っているんですね。かといって、携帯電話会社さんに連絡しようと思っても、窓口はあるけれども、実際にどこに連絡したらいいのか、携帯電話を見てすぐにわかるような機能にしてもらえるとすごく助かると思いますが、今の対策についてそれぞれ教えてもらえればと思います。

N T T ドコモ 携帯電話にまつわるいろいろな危険性ということで、ある意味、日々変化しているということだろうと思います。そうした実態を踏まえまして、「ケータイ安全教室」等々で、その危険性をお子さまや保護者の方々にお伝えしております。そこでお配りするパンフレット等々にも、何かあった場合の連絡先ということで記載しておりますけれども、今おっしゃったように、「どこに連絡すればよいか、わからない」という声もあるとのことで、その辺は改善させていただきたいと思います。

K D D I 迷惑メールの対応については、2001年ごろから、例えばメールフィルターの提供などさまざま取り組んでまいりました。最近、S M S（ショートメールサービス）を使った架空請求のメールが増えてきていると認識しております。昨年秋ごろに少し増えているかなと、お客様からの申告などをいただいて分析していく中で判明しまして、お客様からの申告に基づいて架空請求のS M Sを送信した契約者に対して警告を行っています。警告をしてもその回線からS M Sがまた届いたというご申告が複数のお客様からあった場合には、その回線を停止してメールを送信できなくする取組を行っています。

お客様からの申告ルートですが、弊社のお客様センターにお電話をいただいても受け付けておりますし、弊社のホームページ、a uの携帯電話からも申告できるような入力フォームがございます。そのほか、S M Sの取組としては、弊社のS M Sは「Cメール」という名前ですが、Cメール安心ブロック機能というものがあります。これは、メールの本文中に電話番号やU R L、よくある手口ですが、お客様のサイトの利用料金がまだ支払われていないのでこちらにお電話ください、電話番号はこれこれと書いてあるメールがお客様のところに届くケースがよくありますが、こうしたメールをブロックしてお客様のところに届かないようにするためのフィルターとして、メール本文中に電話番号やU R Lが記載されたメールはお客様のところに届かない機能を提供しております。

以上です。

安川委員 最近多いのは、登録解除や配信停止ボタンを、このメールは受け取りたくない場合は押してくださいというもので、その登録解除ボタンや配信停止ボタンを押すと解除料としていくらか。これが、大体子どもが払える金額内に設定していて、3,000円くらいです。そういう相談がかなり増えています。やはりそういうものを受け取りたくない子は登録解除ボタン、配信停止ボタンを押してしまいます。その解除料としていくらか発生しますというものがかなり増えています。そうした場合、すぐにだれかに相談したいわけです。パンフレットに相談窓口の電話番号が載っているというよりも、携帯電話を見たら、ここに通報したらいいのかとわかるものがトップページにあると、子どもたちもとても助かると思います。困ったときはここにすぐに連絡すればいいのだとわかる。子どもたちは携帯電話は持ち歩きますが、パンフレットは持ち歩かないので。こういうメールが来て困ったなというときにすぐに連絡がとれるような仕組みにしてもらえると、子どもたちは大変助かるのではないかと思います。

加藤副会長 ありがとうございます。司会の不手際で既に予定時間を過ぎてしまっていますが、どうしてもという方、どうぞ。

新谷委員 ご質問させていただきます。

まずE M A様。公開範囲ということですが、不勉強で、主立ったところでいいので、出資者の名前だけ教えてください。額は結構です。

もう一つ。優良サイトに認定して、それが不適切であると指導を受けたということですが、管理されているサイトを優良サイトに認定して入れているということですが、不十分であるからこそいろいろと事件が起こっていると思います。私たちも保護者としていろいろな声を聞きますが、非常に不十分である。不十分どころか、お金を取ったり、お金が非常にかかったり、友達をどんどん広げなければならないとか、管理が不十分であるというような現場の声もたくさん聞いております。そのようなサイトを、不十分であるものをあえて優良であるとすることによってかえって危険になると思います。実際に犯罪などいろいろな被害も起こっています。

そうした状況において、審査の基準やプロセス、審査委員自体の信頼性をどう担保するのか。本当に信頼して間違いはなかったのか、完璧だと言えるのかどうか、今後そうしたものを見直していくことはお考えなのかどうか。そうしたことをお伺いしたいと思います。

例えば、この湖は絶対に危険だからブラックリストとしてあるなら子どもは近寄らないのですが、中途半端な穴の空いた柵があるから大丈夫だと子どもを行かせたら湖に落ちて

しまうというようなことがないのかどうか。そこら辺についてお伺いしたいと思います。

もう一つ。携帯各社さん。先ほど皆さんは口をそろえておっしゃったのですが、今後もEMAさんの審査基準を全面的に会社として信頼して、各社別には対応していかないのか、検討しないのかどうか。これは慎重にお答えいただきたいと思います。それをお伺いしたいと思います。

EMA 一覧表に関しては、本日コピーを持参しておりますので、後ほどお配りできるようにしたいと思います。

それと、たとえ話として今お話があったように、EMAとしては、これはイギリスのバイロンレポートの中にもありますが、要するに、プールに行ったらおぼれるから近づかせないないということではなくて、プールの中できちんと泳げる能力を身につけさせることが一つの責任ある態度ではないかと思っております。子どもたちを、危険だからといってすべて遠ざけていくと、18歳になった段階でどう利用するか、あとは自分の責任で全部しなさいというのではなく、発達段階に応じてきちんと教育する機会を提供していくことも一つの重要な点であると思えますし、それによって将来的に子どもたちがインターネットを活用したときに、そうした犯罪被害の防止につながると思っております。

先ほどおっしゃいましたように、EMAの認定制度によって子どもたちの危険性が増えるかどうかといったことに対しては、全体的な制度設計として考えなければいけないと思っております。繰り返しになりますが、EMAがこうした形でコミュニケーションサイトをすべて子どもたちから排除することになると、ブラックリストですべてのサイトを、良い、悪いで区別できるわけではありません。また、先ほどお話がありましたように、メール機能で同じような形、悪用する大人たちが提供しなければいけないことになると、現在、子どもたちが日々、友達同士でつながりたい、あとは健全なコミュニケーションをしたいということになると、そうした悪用する大人たちが提供しているサイトでしか遊べないことになるのはかえって危険だと考えております。そうした点で、いろいろなバランスを考えて制度として提供していかなければいけないと思っております。

あとは、EMAですべて責任を取れるかということに関しては、これは不可能です。実際に、先ほど言いましたように、家庭であったり、地域であったり、学校であったりといった中で、青少年の犯罪被害を防止するために第三者機関がどこまで関与できるかとう点では最大限の努力をしていきたいと思っておりますが、第三者機関がすべてのそうした犯罪被害を防止することに関しては難しいと思っておりますし、そこに対してすべての責任

を取れと言われますと、我々としては何もできないというのが正直なところではないかと思っております。

以上でございます。

加藤副会長 もう一つは、審査委員の学識経験者というのは大丈夫かということでしたね。

新谷委員 審査の基準やプロセス、審査委員などを見直したり、検討する予定はありますか。

E M A 基準に関しましてはすべて公開しております。そこに対して妥当性、あとは基準を策定する上でパブリックコメントということで一般からの意見を聴取しております。ですので、実際に基準策定自体を委員だけで行うわけではありませんので、ぜひ、基準に対してのご意見、意見の交換については応募いただいて、そうしたものについて、E M A としてもできるだけ改善していきたいと思っております。良いものがあれば、その都度採用していくことを基準策定委員会の中で行い、審査・運用監視としてよりレベルアップしていくことについては、ご意見に従って対応していくということで、基準策定委員会、審査・運用監視委員会に対しての諮問会議も設置しており、相談員の方、P T Aの方々からのご意見も逐次、基準や審査・運用監視に反映していきます。

あとは、先ほどおっしゃいましたように、通報といいますか、E M A に対しての一般の利用者からのご連絡もいただいております。それについても、こちらとしてもできるだけ対応して、審査・運用監視、あとは認定サイトのほうに改善が必要な部分に関しては、現在逐次対応している状況でございます。

加藤副会長 次に、各社からの回答をお願いします。

N T T ドコモ 先ほどE M A さんもおっしゃったように、審査なり、運用監視の改善に向けて、事業者としても協力できるところはさせていただいて、より高めていきたいと考えております。

事業者としても、弊社ではフィルタリングのカスタマイズを提供していると申しましたが、そちらの改善も必要と考えておりますので、その面も積極的に進めていきたいと考えております。

K D D I ご指摘のとおり、現状が完璧な状態であるとは弊社も考えておりません。先般の報道も踏まえまして、今後、E M A さんとも話をしてまいります。

子どもたちの安全が第一ですが、その一方で、コンテンツビジネスの健全な発展を阻害

することにならないよう配慮しながら取り組んでまいりたいと考えております。

ソフトバンクモバイル ソフトバンクの場合は、年齢層別フィルタリングというものを3種類ほど現在検討しておりますが、その中で、現行のE M Aさんの解除・認定といったものを参考にしつつ、小さい子どもさんたちには現在のものよりは厳しくすることになるうかと思えます。

ウィルコム 弊社の場合も、E M Aさんの情報を活用しながら、フィルタリングについてはこれからカスタマイズをどのようにしていくか検討していきたいと考えております。

以上です。

イーモバイル 弊社も、いろいろご議論の点はあると思えますし、私どももご意見は真摯に受けとめたいと思えますが、とりあえず、私どもとしては、E M Aさんのもので対応していきたいと思えます。

以上でございます。

加藤副会長 よろしいですか。

新谷委員 はい。

加藤副会長 お約束の時間を20分ほど過ぎてしまいました。せっかくの機会だからどうしてもこれだけは質問しておきたいということがおありでしょうか。

よろしいですか。

それでは、大変長時間にわたりました。また、司会の不手際で20分ほどよけいに時間をちょうだいいたしました。ありがとうございました。

これで質疑応答を終わらせていただきます。

ここで休憩を入れまして、それから委員の方のご意見を伺いたいと思えますので、4時5分前に再開いたします。

各社様、どうもありがとうございました。

午後3時50分休憩

午後3時55分再開

加藤副会長 ただいまより専門部会を再開させていただきます。

私の不手際で、前段の部分の時間が長引いてしまいました。申し訳ございませんでした。

それでは、ただいまから再開させていただきます。

今、配付された資料があると思えます。その資料について、事務局からご説明をお願いします。

青山青少年課長 今、机上に配付させていただきました資料について、簡単にご説明いたします。

これは前回の専門部会で、A3判1枚でお示ししたものに、前回の専門部会で委員の皆様方からいただいたご意見やご質問の趣旨を新たに加えて作り直したものですので、分量としては倍に増えております。前回から変更した部分あるいは付け加わったところについて、字句の統一などで、「青少年」や「子ども」などを修正した部分などは除いておりますが、内容で変わったところを下線で示しております。

まずタイトルですが、「ネット・ケータイの有害情報等に関する論点」としておりましたものを、情報の問題に狭く限定せず、「ネット・ケータイが青少年の健全育成に与える影響に関する論点」としました。

その次に「0 検討のスタンス」も新たに付け加えましたが、こちらで3項目書いておりますのは、前回までのご議論でいただきました「青少年を健全に育てていく視点」を中心に据えるべきであるというご意見、それから、ネット・ケータイによるポジティブな事例だけではなく、ネガティブな事例の収集・提供を積極的に行うべきというご意見、そして、インターネット本来の機能、肯定的な使い方などについてのリテラシーも高めるべきというようなご意見があったかと思いますが、こちらを反映して全体に通じることということで掲げております。

それから、大きな項目の1についても前回だいぶいろいろなご意見をいただきましたので、働きかける対象別に(1)から(3)に分けております。(1)は「学校への働き掛け」ということで、前回の資料で掲げていた内容をそのまま載せております。

(2)につきましても、前回、学校だけではなく親の責任を強調するべきであるということや、勧告や罰則で責任の自覚を促す、保護者の動機付けのためにアメとムチ両面からの訴求が必要ではないかといったご意見がありましたので、こちらについては「保護者への働き掛け」ということで1項目にまとめております。

(3)の「青少年への働き掛け」ですが、こちらもより具体的に、意図的な悪意がある青少年の行為には行政的な注意喚起も必要といったご意見がありました。それから、やりとりの中身の問題だけではなくて、お金がかかるとか時間がかかりすぎる、ウィキペディア等からのコピペなど、思考力や規範意識の低下についてもご指摘いただきましたので付け加えております。

大きな項目の2ですが、前回の資料では「フィルタリングの実効性を高めるためには」

だけでしたが、先ほどのご議論もありましたが、フィルタリングの徹底によっても解決できない問題があることも大きな課題ではないかということで、その観点の論点も加えております。

こちら(1)で「保護者への働き掛け」、(2)「事業者への働き掛け」と分けておりますが、(2)の「事業者への働き掛け」の内容につきましては、前回出たご意見ということで3点にまとめて記載しておりますが、こちらの内容を含むような形で、先ほど、約2時間かけて事業者の方への質問事項及びその回答ということで、ある程度カバーされているかと思っております。

大きな項目の3番目の「利潤追求と相反し得るが、青少年の安全・安心のために望ましい企業努力とは」ですが、今までに出ていた意見に加えて、携帯電話離れを起こさせるわけにはいかないという企業のジレンマであるとか、官民の方向性、国レベルでも全体的にそういう意味での携帯電話離れを起こさせないという事業者側の視点に偏りがちに見られるので、現に青少年の被害が起きるか否かで線を引くべきではないかというご指摘がありましたので、そちらも付け加えております。

4番目は、18歳未満の者が購入できないはずの物品を、18歳未満の者が購入することを防止したり、成人向けサイトの閲覧を防止する手だては」ということで、そちらの要素も少し入れております。

最初の 印につきましては、前回の部会で事務局側から資料を出ささせていただきまして、その内容を具体的に書き込んだのですが、「図書については、多くのインターネット書店でアダルトカテゴリーの区分販売が行われているが、購入時や会員登録時の年齢確認は自己申告制で、」ということで具体的に書いております。それから、出会い系サイト規制法に関係する後ろのほうの記述ですが、こちら、吉川委員からのご指摘もいただきましたので、より正確な記載ということで、「規則改正により、クレジットカード認証等児童が通常利用できない方法での年齢確認を原則とした。」と表記を改めております。

そのほかの2つの 印ですが、こちら、販売の問題は別途切り分けてもいいくらい難しいとか、企業は成人サイトに誘導しているとも受け取れるような画面づくりをしているといった関連のご意見がありましたので、一緒に載せております。

5番の児童ポルノの関係ですが、児童ポルノに関しては、ネットだけではなく後半のほうで、有害図書といいますか、表現内容のほうをこの6月以降にさせていただくのですが、そちらでもより本質的な議論をしていただきますので、これ以外にも論点は数多く出てい

たかと思いますが、前半においては「インターネット空間における児童ポルノへの対応は」ということで見出しを修正しております。

6番のバナー広告等の問題につきましても、前回の議論を踏まえた修正をしております。

事務局としてこの資料をお出ししております趣旨は、まさに議論の交通整理をしていただくための参考ですので、それぞれの項目の中身として入ってくる事項、具体的な施策として講じるべき内容についてもご提案いただけますとありがたく存じます。

それから、前回、徳本委員からご質問をいただきまして、我々事務局のほうでお出ししました資料の中で、他県の青少年条例の内容についてご説明いたしましたときに、具体的には鳥取県と兵庫県の最近の改正内容ですが、どうしてそういう経緯になったのかというご質問がありました。それぞれの担当者から、それぞれの条例改正の内容や経緯の細かい話を聞きましたのでご報告申し上げたいと思います。

まず鳥取県ですが、昨年4月に施行された改正で、問題になった部分は、ネットカフェや公共の施設など、不特定多数の利用にネット端末を供する者は、年齢を確認して、青少年が使う場合にはフィルタリングを付けた端末を利用に供しなければならないという、ここまではよくあるパターンですが、それで知事が発した改善命令に従わない場合は、最終的には50万円の罰金がかかってくるといった内容でした。そういう条例の内容になった経緯、どうして罰則を選択することになったのかというご質問をいただきました。

聞いてみましたところ、当初は、フィルタリング規定を条例に導入するに当たって、保護者や事業者に対する努力義務ということで他県条例並みのものを考えていたところ、知事等、要はトップの方のご意向で、強制力を伴う規定への改正案をしたらということに方向性が決まりまして、その具体的方法として、直接罰をかけるのではなく、先ほど申しましたような命令に従わなければ罰則という間接罰ならいいのではないかという話になったようでございます。

そして、罰則を導入するに当たりまして、検察庁との協議も行ったのですが、検察庁は、有害情報の定義があいまいで「表現の自由」に抵触するおそれがある。フィルタリングの統一された企画が定まっていないことなどを理由に罰則の規定には反対だったということです。その後、内部で、検察庁の反対意見を完全にはクリアしないまま、立法者の意思にゆだねるという方針のもとで、平成19年11月の鳥取県議会定例会に提案したところ、可決されて成立したということですが、議会での特段の質疑はなく、議決はスムーズに進んだということで、議事録を探しても何も見つからなかったということでしたので、私も探し

たのですが、見つかりませんでした。

事務方のご感触ということでお聞きしたのですが、もともと実際に検挙して罰金を取ることは想定しておらず、行政の立場として、社会問題となっている有害サイトから青少年を守るための環境浄化政策の一環として制定したものという意識であったということで、あとは実態の話になりますが、実態として、鳥取県の公共の施設は別として、民間のネットカフェ自体が10店舗程度しかなく、営業の実態が十分に把握できて、そのうちのほとんどが既にフィルタリングを導入しているなど、そもそも行政指導に従わないような悪質業者もいないことから、思い切って罰則規定を設けることができたと思われて、地域性も相当あるのではないかと思いますと、県の担当者自身がおっしゃっておられました。

以上が鳥取県の話です。

兵庫県に関しましては、2月の議会で成立した条例がこの4月に公布されております。いろいろな規定があるのですが、ネット関係の規定の施行は今年7月1日を予定されています。この内容は、保護者が青少年にフィルタリングを付けさせない場合、付けさせない理由の申出書を書いて、それを事業者に提出して、事業者はそれを契約の間中保存しなければいけない。そして、知事部局といたしますか、県が、事業者だけではなくて保護者に対しても立入調査をすることができるものです。ただ、保護者の方に対しては、もちろん、公表など、そういう意味での制裁はないということでしたが、こちらについては、去年の間、いわゆるこういう青少協に当たるようなものだと思いますが、青少年愛護審議会というところで3回にわたって審議されました。当初は、委員の中から、親への罰則、事業者への罰則という話も出たそうですが、委員の中にいらした弁護士の委員の方などから、罰則は過剰な規制となり得る。それから、実際に運用をする際に当たって機動性にもとり、実効性に欠けますよと。公表など行政手法によるほうが迅速だという意見もいただきまして、先ほど申し上げましたような原案になったそうです。

パブリックコメントを12月下旬から1月中旬まで実施しまして、131件の意見のうち100件以上がネット関係の規定に関するご意見だったそうです。例えば、フィルタリング不要申出書を事業者が保管しなければいけないことに関して、事業者からは過剰な負担であるということで反発もあつたらしいのですが、その回答ぶりとしては、地域社会の一員として危険と隣合わせのサービスを提供する者の社会的責任を果たしていただきたいと県としては考えておりますというようなことで回答しております。

議会ですが、審議に入る前は、親の調査は行き過ぎではないかという話もなくはなかつ

たらしいのですが、実際には、一部の党から憲法違反の疑いがあるとの意見表明があったにとどまりまして、実際にはスムーズに通ったということです。親の調査につきましては、県としては、正直なところ、実施することはほとんど想定していないということで、現在は、条例の適用対象は兵庫県内所在の事業者とネットカフェということになるらしいのですが、その事業者さんとの間で、不要申出書という、親が、こういう理由で不要とするという、正当事由や様式は既に規則で定められていますが、不要申出書の取り扱いの運用面などについて、7月1日の施行までに話をつけるために協議を重ねている最中ということでした。

以上、両県から、本音のことも含めて状況を伺いました。

長くなりましたが、ご報告を終わります。

加藤副会長 ありがとうございます。

再開が予定時間より10分ほど遅れてしまいましたので、皆様へのご案内は本日は4時半までということでしたが、もしかすると10分ぐらい過ぎてしまうかもしれません。4時半ということで予定をお組みの方はご退席ということでよろしいかと思ます。

それでは、意見は待ってくれという失礼なお願いも申しましたが、これからはご意見をお伺いして議論を進めていきたいと思ます。

今、青山課長がご説明くださいました「ネット・ケータイが青少年の健全育成に与える影響に関する論点」のところで、論点の絞り方がどうということではなくて、具体的にこの段階に来ましたので、具体的な提案なども含めて、あるいは、こういうことを条例に書き込むべきだというようなことまで含めてご意見をいただけたらと思ます。

これは、配付いただいた資料についてどこからでもよろしいですので、具体的なご意見、ご提案がありましたらお願いいたします。

吉川委員 青少年を有害情報から守るための一番の要となるものがフィルタリングであるということは、皆さんが共通認識として持っておられまして、そのフィルタリングの認定制度についても大きな意義を持っている。そういう意味では、EMAさんの認定基準などもろもろについてご関心が高いわけですね。先ほど私からも質問させていただきましたが、どうも話がかみ合わないような印象がありまして、事実関係も含めて、警視庁さんもおられますので、改めて先ほどの削除要請の件に触れたいと思ます。

私が把握している限りでは、警視庁が削除要請をした理由は、ミクシィのコミュニティに、「異性との出会い」を標榜するものが多数あるからだ。ミクシィ自体は出会い系サ

イトではないけれども、そういうコミュニティが異性紹介を目的として立ち上げられており、管理者がいて、しかもメッセージ機能もある。完全に出会い系サイトの要件を満たしているわけです。個人がつくったものでも出会い系サイトに相当すると。未成年者が利用するサイトの中で、そうしたものが乱立しているのはよくないという趣旨ではないかと思えます。ミクシィのほうも、実際に消したのは個々の書き込みではなくて、ユーザーが立ち上げたコミュニティの中で、異性との出会いを目的にしたものを一斉に削除したということです。現に、ミクシィが削除を行った後の画面なども出ていますが、この画面を見ると、コミュニティのタイトルに出会いが含まれるものを検索して330件ヒットしていましたが、これが全部削除されているということです。

私がさっきEMAさんに言いたかったのは、いくらSNS事業者自体が不適切な書き込みを禁止していたとしても、ユーザーが出会い系サイト（異性との交際をテーマにしたコミュニティ）を立ち上げていて、それを放置しているというのは、とてもではないけれども、子どもにとって安心できるサイトの認定としては不適切ではないかという趣旨です。ところが、どうも答えが質問の意図をくんでいただけなかったようなので、先ほど、警視庁さんに、実際のところはどうかとお聞きしたら、担当課が違うこともありまして事実はわかりませんでした。

ですから、今後、実際に何を要請して、ミクシィ側が何をどういう理由で消したのかということのを改めて調べた上で、もしも、私が今ご報告したことが事実であれば、認定サイトの中で、出会い系サイトがつくられることを容認しているEMAの認定基準については意見を申さなければいけないのではないかと思います。これは、東京都として、この協議会として正式に申し入れをしてもいいのではないかと思います。この場ではすぐに結論が出ないとしても、そこはもう一度よく調べて、はぐらかされないようにしていただきたいと思えます。

以上です。

加藤副会長 警視庁から何かご意見がありますか。

警視庁生活安全部少年非行対策官 申し入れたことについては承知しているのですが、先ほどお話がありましたが、それ以上の詳細につきましては、改めて確認して回答したいと思います。

加藤副会長 ありがとうございます。

吉川委員は、要するに、EMAのあり方という、EMAの審査基準について、こちら側

としてももう少し立ち入ってということでしょうか。

吉川委員 そうですね。私が説明したように、ユーザーが自由に出会い系サイトに相当するものを立ち上げSNS認定をクリアするということであれば、その認定自体を見直す必要があるのではないかということです。

加藤副会長 いかがでしょうか。

後藤委員 大賛成です。やはり先ほどの説明は極めて表面的というか、会議も拒むというような話ですし、また、正面から答えないという問題もありましたので、こちらで調べたものを再度質問するような形にするのか、あるいは、確かであれば申し入れをするのか。あるいは、それを信じていると異口同音におっしゃった携帯電話各社にも一緒にそういうものを送るなり、私はぜひやりたいと思います。

新谷委員 私も大賛成です。ここまで子どもたちが守られていないのかと、先ほどの皆さんのお答えには本当にがっかりしました。私は、プールではなくて泥沼だと思います。話が全く違うと思いますが、経済優先で、子どもは消費者でしかあり得ないのか。それだったら、こうした協議会できちんと、先生方のお力をおかりして、理屈できちんと強く申し入れるなり動きを起こさないと、一体どこがやるのかという気がしますので、ぜひお願いしたいと思います。

もう一つは、先ほどもお話がありましたように、条例などいろいろありますが、罰則規定、ペナルティの部分がないと、これはとても通用しないと思いました。先ほど、各社の強硬なお答えを聞いて思いました。やはり何らかの形で負荷をかけていかなければ動かない。この感を強くしましたので、何か風穴を空けたいと思っています。

加藤副会長 そのほかにいかがでしょうか。

大葉委員 私も意見ですが、先ほど、何社かの方がお名刺をくださったのですが、料金制度担当課長さんということなので、やはり仕組みといっても、料金や機能の仕組み屋さんであって、CSRとか、そうした携帯電話という凶器が子どもたちを精神的に社会的瀕死状態に陥れているということのリアリティが違うと思いました。

あと、EMAさんの方とも少しお話ししたのですが、いろいろな議論の中でも、コミュニケーションという言葉に対しての概念が、やはり同じ言語が使われていないという感触を持ちました。というのは、青少年の健全なコミュニケーションを守りつつ、不健全なものを排除したいとお伝えになっていましたが、最初にこの委員会が発足した回に都議会議員の方が、3カ月児健診や乳幼児健診の場で母親たちが、携帯電話がない時代だったら、

乳児健診の場で、あなたはどこから来たのということで母親になったばかりの人たちがつながって、地域で一緒に育児をしていくというコミュニケーションがあったのですが、今、予防接種や乳児健診に出てきている母親たちはみんな、赤ちゃんを抱きながら携帯電話でメールしているというようなことで、そうしたコミュニケーションが、バーチャルなものの主導で、それが「コミュニケーション」という言葉の主体になっているのだなと思いました。

いつも加藤先生がおっしゃるような二者関係の確立を阻害するものとして、携帯電話だけで毎日バーチャルなコミュニケーションをしていて、それで損なわれていくものというところに論点の照準を合わせないと、同じ言語を使っていて次世代を守ることが、まだスタートが切れないということをきょうは感じました。

E M Aの方々も事務局の方々に来てくださっていましたが、理事長の方においでいただいて、この組織ができたときの背景や、P T Aの方々も入っていらっしゃるとか、パブリックコメントのスペースがあるということもおっしゃっていましたが、学校でケータイ教室を開催されとかいうことを、E M Aの方々がされたほうがいいと思いましたし、携帯電話各社さんが、サイト会社に任せていますということでしたが、審査を各社ごとに行って、どこの携帯電話会社なら子どもを守ってくれるのかという競争をしていただいたほうがいいのではないかと。

加藤副会長 ここまでお話を進めていいのかわかりませんが、具体的には、そういうことを実施しようとする、東京都の施策として行うのか、そういう条例を設けることは可能でしょうか。先ほど少し申し上げましたが、時期的にそろそろ具体的な何か欲しいなと思ひまして。

確かに、「コミュニケーション」という言葉を使ったときに、コミュニケーションの内容が全然違いますね。

後藤委員 今、問題になっているフィルタリングについて言えば、この条例にもフィルタリングを配備というか、努力義務がありますね。これは今プロバイダにかかっているものでしたか、携帯電話事業者でしたか。

青山青少年課長 事業者、販売店、ネットカフェにもかかっております。一応、保護者にもかかっております。

後藤委員 今その規定がありますが、フィルタリングの定義はあってもそのレベルについて基準はないですね。ある基準を満たしているものをフィルタリングと言うかという。

青山青少年課長 今回の条例は、「青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を取り除くためのフィルタリング」と書いて、そのフィルタリングを括弧で「（インターネットを利用して得られる情報について、一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。）」と定義付けております。そうした「フィルタリング機能を有するソフトウェアを利用したサービスを開発するとともに、利用者に提供するように努めなければならない」ということで、プロバイダにそうした義務を課したり、事業者に対して、契約を行う際にはこうしたフィルタリングがあることを告知して、その利用を勧奨しなければならないということです。

後藤委員 どの程度のレベルかということについては、書いてないわけですね。

青山青少年課長 はい、そうですね。

後藤委員 一つ検討できればいいなと思うことは、例えば、フィルタリング機能と言いながら、危険なSNSをシロとしているようなものを、条例で言うところの「フィルタリング」と言っているのかということですね。要するに、フィルタリング機能の定義の中に、一定以上のレベルを持ったものを言うというようなことを書いて、子どもが犯罪に巻き込まれるようなものがいわゆるホワイトリストに含まれていないことを一つの基準とするような形で、不十分な管理をしているSNSをシロにしているようなフィルタリングはだめだというような規定が条例で盛り込めないかと。これは全くの案ですが、何らかの条例改正に結びつけられたらいいのではないかと考えています。

加藤副会長 具体的にフィルタリングの定義の問題が出ましたが、いかがでしょうか。

内山委員 私は実態があまりよくわかっていないのですが、しばしばこのソーシャルネットワークサービスによって子どもが被害に遭う事件が結構報道されているというか、報道されている範囲内でもいっぱいあると思います。警察で、出会い系サイトということでも相当出てきますが、ほとんどが携帯電話からになっていますね。具体的に、これが本当に関係があるのかどうかわかりませんが、どの会社の携帯電話を使っているのか、あるいは、具体的に出会い系サイト規制法に引っかからないようなものがあるのであれば、どこのソーシャルネットワークサービスを使っているのかということは、社会的義務として公表してほしいような気がします。一種の行政処分的な意味合いというか、そういうことはぜひ実施してほしいと思っています。

加藤副会長 かなり具体的なご意見も出てきました。

徳本委員 今ご発言された方々のご意見をお聞きして少し思ったのですが、EMAさん

がつくる認定基準について、必ずしも信頼度が高くない、そういう認識を持たれているということだと思います。吉川さんの発言にもあったかと思いますが、不十分なので、それとは別に何らかの基準をつくることを考えるべきではないかということは、後藤先生の発言とも関連してくることだろうと思います。

そうしますと、具体的な制度設計のお話になると、条例上何からの基準を策定する機関を設ける必要があるのか、あるいは、現在は機関の中でそうしたことができるのかどうか。逆に、そこでの中立性・信頼性を高めるためにはどういう人たちを呼べばいいのかということでも議論する必要が出てくると思います。

冒頭に事務局から、鳥取県と兵庫県の件についてご報告がありましたが、実際に策定した基準をどういう形で提供しているのか、あるいは、その実効性をどのように確保しているのか、そうしたことが今後の制度設計のポイントになってくるのかなと思います。

加藤副会長 吉川委員がおっしゃったことは、大体わかりますが、条例などの場合、どのような形になるのでしょうか。

吉川委員 さっき私が指摘したのは、E M Aさんがおっしゃっている「健全なコミュニティ」と、私たちが思っている「子どもにとって安全なコミュニティ」のずれがあるという認識です。ミクシィの中の出会いを標榜するコミュニティがあったとしても、別に大人が利用する分には何ら問題がない。ですから、おっしゃるとおり、大人にとっては健全なコミュニティです。ただし、E M Aは、子どもを守るという前提での認定をしているわけなので、大人にとって健全なコミュニティでも、子どもは出会い系サイトを使うことがそもそも法律で禁止されているのだから、子どもにとっては有害なコミュニティであるという認識をまず持ってもらうなければいけない。もし、その認識にずれがあって認定基準が甘くなっているのであれば、まずそこを修正してくださいという指摘をすることが第1段階かと思います。それによって今起こっている問題が改善されるのであれば、その問題についてはそれで解決なのかと思います。

それを、今の段階でいきなり、E M Aの認定基準とは別の認定基準を条例で設けて、それを満たしていない場合にはフィルタリングをかけていることはならないとするには道のりが長すぎて、先ほどご意見があったように、それをどうやって中立を保つのかという問題もあります。ですから、私は、E M Aの認定とは別の基準を設けるというところまでは発想は進んでいない状況です。

加藤副会長 今、一つ出てきたことは、出会い系サイトにはなっていないけれども、実

質的には出会い系サイトであるということがあり得るということですね。

吉川委員 そこは、消されたコミュニティサイトがどういうものなのかを見ないことには、実質的にも形式的にもわからないのですが、記事を読む限り、ミクシィが消したものは、異性との出会いを目的にしたコミュニティを消したということを言っています。これは、出会い系サイトの定義の一つを満たしているわけです。異性との交際を目的にしている。それを管理者が業として行っているかどうかですが、個人が行っているものとはいえ、反復・継続してそうしたサービスを提供している限りは出会い系サイトの事業にも当たります。あとは、そのコミュニティを利用する者が一対一でメッセージを送れるような連絡機能があるかですが、ミクシィにはそもそもメッセージ機能が付いていますからそれも満たしているので、少なくとも形式的にもそれで該当するのではないかと思います。

私も、何が消されたのかがわからないのですが、書いてあることが事実であれば、出会い系サイトがあったのではないかという気がします。もし、そこが違うのであれば、確かに、出会い系サイトではないけれども、子どもにとっては異性交際目的のコミュニティを使うことはよくないから、それは認定されないような基準の見直しが必要ではないですかという意見に変わると思います。

後藤委員 先ほど徳本先生がおっしゃったことに関連しますが、まだ思いつきの段階ですが、今の都条例のフィルタリング機能については何ら定義がないというか、ざっくりとした定義しかありませんので、それをもう少し、都の指針のようなものでくくればどうかと考えています。都が一つ一つ認定するという、そういうところまでは私も考えているわけではなくて、例えば子どもが犯罪に巻き込まれるような、そこまではっきりと書くかどうかは別として、一つの考え方としては、「子どもが犯罪に巻き込まれるような、いわゆるコミュニティサイトのようなものはホワイトリストから外すものとなっていること」とか、何かそういう指針というか、考え方のようなものを入れると、携帯電話事業者は大企業ばかりですから遵守するのではないかと思います。

ですから、E M Aに代わるようなことをしようとしているわけではなくて、指針のようなざっくりしたものをつくる。携帯電話事業者がE M Aを100%信じているというのは本当はおかしいと思います。先ほど担当者のご説明にもありましたが、別段、責任は負わないわけですね。一般社団法人ですから当然だと思います。責任を負わない機関の基準を盲目的に信じていると答えることがおかしいと思いますので、やはり国なり自治体なり責任がある機関が出した基準が、筋としてもいいのではないかと考えています。

徳本委員 確かに現実的な日程等を考えますと、私が先ほど言ったような形にすることは難しいと思いますし、吉川委員や後藤委員がおっしゃったように、そういう指針的なものを盛り込むことに関しては大賛成です。ただ、それが、指針を設けることによって、実際に事業者にどういう形で働きかけていくのかという具体化の部分について、次は考えていく必要があるのかなと思った次第です。

住田委員 今、企業側へのご意見をいろいろ聞いて、そうだなと私も思っています。きょう、皆さんのお話を聞いていて、やはり企業だなというところもありました。

私は、もう一つ加えたいのは、親や家庭、学校という、企業ではない側の大人の問題について言いたいと思います。例えば料金についても、各社とも、リミットを設けているとか、パケット制を設けているとか言って、大丈夫ですよという言い方をなさったように思いましたが、実は、私が持っている子どもたちはそうではありません。もちろん、携帯電話が使えなくなると考えるわけです。四六時中携帯電話を使わないでいられないような中毒症状の子どもたちが多いのですから、どうやったら違う手で携帯電話を使おうかと考えると犯罪に走るわけです。こういう怖さがあります。

それから、例えば出会い系サイトにしても、なぜわざわざ出会い系サイトにアクセスして、ホテルに呼び出されたからと、のこのこ付いていくバカがいるのかと、普通、常識がある人だったら思うと思います。ですが、我々が扱っている青少年たちは、社会性が全く育っていません。こういうことを言われたらどうなるかということがわからないわけです。家の中に引きこもって何年もいると、社会性なんて全く育ちません。そこで、ケータイのメールだけでやりとりしていますから、ふっと行ってしまうというところがあります。

それから、闇サイトで高額なアルバイトをするほうに走ります。お金が欲しいわけですから、時給はわずか50円でも高いほうに走るわけです。そうすると、携帯電話は全国ネットで動いていますから、関東にいる子が北海道でアルバイトをしたりということが大いにあります。

社会性が育っていないというのはそういうことですから、やはり大人の問題です。大人にも問題を投げかけていかなければいけない。今回は、それをぜひ実行していただきたいと思います。

加藤副会長 わかりました。

具体的提案とは別に、今、住田委員がおっしゃったように、社会のゆがみの結果として出てきているものだから、それを生み出している社会がもともと根本的にあるという指摘

をきちんとどこかでするということでしょうか。

住田委員 はい。

加藤副会長 調査によっていろいろ違いは出てくるでしょう。ある種の調査によれば、世界で最も孤独なのは日本の子どもであるという結果も出ていますので。そうすると、その孤独な子どもがいる社会でケータイ依存というものが出てきたときに、その依存の部分だけを責めても、それを生み出してしまっている社会の側の反省を考えなければいけないということでしょうか。

では、具体的な提案と同時に、まえがきやあとがきに、そういう本質的な部分も書くということでしょうか。

木村委員 私は逆に、例えば地域SNSなどにかかわっていることもありまして、SNSを何か一緒くたにされているような気もして、その意味では悲しいですね。やはり自分を表現したり、ほかの人と交流したりということは良い面もたくさんあって、警視庁の調査では、携帯電話からインターネットを利用して福祉犯罪の被害を受けた子どもの数ということで、平成20年で130名でした。もちろん、これは実態として出てきたものですから、仮に10倍で1,300人としたときに、やはりそれ以外の、恐らく、99%の子たちは、自分なりにいろいろ考えながら、中にはまたそういう形で社会性が育たずに、その中からまた問題を起こす子どももいると思いますが、私自身は、ネットワークが一方で持っている力も生かせる社会になってほしいと思う意味では、まず一つは、EMAをはじめとして、今の携帯電話のフィルタリングに関して、東京都としてももう少し働きかけを行うための具体的な施策をと思います。ただ、自分たちで実施しようとする、今度は、やはり技術的にも、スペシファイする上でも、絶対に穴は出てきてしまうので、それは逆に自分で自分を縛ってしまうことになると思います。民間の努力の中に、それをどうやってより良いものに促進するかという視点で取り組んだほうがいいのではないかと思います。

もう1点は、今回伺っていて、例えば携帯モバイルの啓発活動を業界は行っているけれども、どうしても奥歯にものが挟まる。その意味では、行政がもう少し、親及び学校に対して具体的にアプローチするようなところで何か施策ができないかということは、伺っていて少し思いました。

以上です。

加藤副会長 ありがとうございます。確かにそういう点があるかなと思ったのは、前は欠席して申し訳なかったのですが、今回も盛んにe-ネットキャラバンの話が出まし

て、要するに学校に出向いてそういう教育をしているということですが、第3回専門部会
のときの話を、私は現場を知らないものですから、伺った話では、教育しているというけ
れども、携帯電話を持つとこういう楽しいことがあるよということを言っているのでは、
何の意味もないとは言いませんが、むしろおかしな話になってしまうわけです。つまり、
内容としてA、B、Cという情報を与えたけれども、大切なのは、A、B、Cの順序で情
報を与えたのか、B、A、Cという順序で情報を与えたのかによって、Aという情報が持
つ意味は全く違って来るわけですね。ですから、この間の話では、最初にこんな楽しいこ
とがあるということを言ってから、それから、でもこういう危険があるという話をすると
伺いましたが、もしそうだとすると、A、B、Cという情報はきちんと伝わっていますと
言うけれども、与える情報の順序が違くと全く違った機能を果たしてしまう。

これは情報の与え方としてよく言われる話ではあるし、実際の調査もあります。例え
ば一つの例を挙げると、ハーバード大学にエレン・ランガーという心理学の教授がいまし
て、実際にはない病気ですが、あなたはクモロシントーリスですよという情報を与えた
ときに、この情報がどれだけの影響力を持つかということ、その前にどういう情報を与える
かによってこの情報が持つ影響力が違って来る。

つまり、何を言いたいかということ、携帯電話はこれだけ危険ですよという情報を与えて
も、その前にどういう情報を与えているかによって、この情報が持つ意味は全く違ってき
ます。そうすると、e-ネットキャラバンで盛んに行ってみても、最も大切な情報を与え
る順序を間違えていれば、その危険性から身を守るようなことにはなっていない可能性も
ありますね。

吉川委員 今の、情報を与える順序ということはすごくいい指摘だと思ったので一言申
し上げます。

先ほどの携帯電話各社さんの説明で、今後はカスタマイズ機能を充実させていくという
話がありましたね。私はそれに一つ期待していたのは、たとえEMAの認定基準が1種類
で、それによってSNS等のコミュニティサイトが認定されてしまうとしても、カスタマ
イズ機能によって保護者が任意でSNSなどを遮断できるようになるからと期待していま
した。ただ、それもやはり伝える順序で、原則として認定サイトは安全だという情報を伝
えておくと、保護者はわざわざカスタマイズ機能を使ってSNSなどをブロックしないと思
います。ただ、事実として、EMAの認定基準はこういうもので、認定されているサ
イトはこういうものですよということを知っていると、保護者は、それは除外しておいて

くれと。カスタマイズ機能で親が安心だと思えば、それを子どもに使わせるようにすると思います。

ですから、今のままの順番で行くと、デフォルトではE M Aの認定が優先ですが、そこを逆にしてはどうかと思います。基本は、S N Sやコミュニティ機能は子どもが使う携帯電話のフィルタリングでは遮断される。ただし、認定されているサイトは一応安全基準をクリアしているから、保護者の方が良いと思えばどうぞお使いくださいという順番がいいのではないかと思います。ですから、その辺の提案を試してみはどうでしょうか。

加藤副会長 確かにその点は重要ですね。そこら辺のことと、具体的な教育の場合には、言語的なメッセージと非言語的なメッセージの違いがあって、重要な情報を、どうでもいいやという雰囲気ですと、重要な言語的なメッセージは非言語的なメッセージで意味がなくなりますから、これだけ危険ものであるという場合の教育としては、やはりどこか公的な機関が、行政が、携帯電話会社各社が1,000回以上開催しているということであれば、教育の部分に行政がかかわっていく必要があるのかなということを感じました。

今、吉川委員がおっしゃったようなことであれば、カスタマイズ機能がどの部分で自分で設定するかという部分が、各社の場合は大切になってくるということですね。そこら辺に行政がかかわれるか、かかわれないかということだろうと思います。

内山委員 とても気になるのですが、親の意見によってフィルタリング機能云々ということは、今の段階で親に期待するのは望み薄だと思います。新谷さんのように意識の高い保護者は例外的な人であって、多くの保護者は、S N Sと言われてもよくわからない、フィルタリング自体もよくわからない。だからこそ、一定の行政の介入によって、親がわからなくても子どもを保護できることが必要とされているのではないかとこのところが、とても気になるところです。

加藤副会長 要するに、行政がどこまで入れるかということですね。

内山委員 はい。

加藤副会長 予定の時間を既に20分過ぎてしまいましたので、本日はこの辺で意見交換を終了させていただきまして、最後に事務局から何か連絡等がございますか。

青山青少年課長 大変長時間、ありがとうございました。

次回の専門部会は、引き続き、ネット・ケータイが青少年の健全育成に与える影響への対応策についてということで、ご審議の機会をもう一度持っていただきたいと思っております。今、私どもとして予定しておりますのが、5月26日の火曜日、午後6時からと考

えております。場所を含めまして、詳細につきましては、後日またご通知申し上げたいのですが、5月26日火曜日、18時から予定しております。

加藤副会長 それでは、これをもちまして第5回専門部会を閉会させていただきます。
ありがとうございました。

午後4時51分閉会